

文部科学省

《文部科学省》

表 12-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日決定） 平成22年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令（平成13年政令第323号）第3条第1～5号に掲げられた政策及び社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいものを対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。</p> <p>この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。</p> <p>なお、法施行令第3条第1号又は第2号に該当する政策の事前評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づき、本新規・拡充事業評価の一環として行う。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、平成22年度税制改正大綱において、「政策評価を厳格に行うこと」とされたことを踏まえ、法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置を対象として、その要望ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融資に関する事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省の行う政策評価に関する実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融資、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。</p> <p>また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。</p> <p>総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

実施計画の名称	平成 22 年度文部科学省政策評価実施計画（平成 22 年 3 月 31 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 実績評価：政策体系の実現に向けて平成21年度に取り組んだ全ての施策を対象とする（13政策目標－47施策目標）。 ○ 総合評価：実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題について必要に応じて評価対象とする。
	2 未着手・未了(法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 12-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式： 25件 〔「元気な日本復活特別枠」を活用して要求・要望：10事業 その他：15事業 〔表12-3-ア〕〕	23年度の新規・拡充事業等として実施することが適当	25	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映したもの	25		
				概算要求に反映	25		
	事業評価方式： 4件 (租税特別措置等) 〔表12-3-イ〕	—	4	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行ったもの	4		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式： 13政策目標の下に掲げる47施策目標 〔表12-3-ウ〕	想定した以上に順調に進捗	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	26		
				概算要求に反映	25		
				機構・定員要求に反映	12		
		順調に進捗	30	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	21		
		順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	16	概算要求に反映	21		
				機構・定員要求に反映	13		
				機構要求に反映	1		
				定員要求に反映	13		
				政策の重点化等	1		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

表 12-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 23 年度予算概算要求に向けて、以下の 25 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「文部科学省事業評価書ー平成 23 年度新規・拡充事業等ー」として公表。

表 12-3-ア 新規・拡充個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
「元気な日本復活特別枠」を活用して要求・要望する事業	
1	安全で質の高い学校施設の整備
2	未来を拓く学び・学校創造戦略
3	義務教育費国庫負担金
4	学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム
5	「強い人材」育成のための大学の機能強化イニシアティブ
6	成長を牽引する若手研究人材の総合育成・支援イニシアティブ
7	元気な日本復活！2大イノベーション～人（ヒューマン）と社会のためのイノベーション実現～
8	我が国の強み・特色を活かした日本発「人材・技術」の世界展開
9	元気な日本スポーツ立国プロジェクト
10	文化芸術による日本元気復活プラン
その他の事業	
11	成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進（新規）
12	認定こども園設置促進事業（新規）
13	小学校外国語活動の教材整備事業（新規）
14	全国学力・学習状況調査の実施（拡充）
15	大学教育質向上推進事業（新規）
16	地域社会の求める人材を養成する大学等連携事業（新規）
17	口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境整備事業（新規）
18	イノベーションシステム整備事業（イノベーション成長戦略実現支援プログラム）（新規）
19	科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進（新規）
20	海洋資源利用促進技術開発プログラム（うち、海洋生物資源確保技術高度化）（新規）
21	体育・保健体育のデジタル教材の作成（新規）
22	青少年教育施設を活用した交流事業（新規）
23	舞台芸術創造力向上・発信プラン（拡充）
24	映画製作支援事業（新規）
25	伝統音楽等の普及促進支援事業（新規）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表12-4-(1)参照。

(2) 租税特別措置等に係る 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「文部科学省事業評価書ー平成 23 年度新規・拡充事業等ー」として公表。

表 12-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	地域住民同士により公共活動を行う NPO 法人に係る認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和
2	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置
3	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費に係るもの）
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表12-4-(2)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13 政策目標の下に掲げる 47 施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「文部科学省実績評価書－平成 21 年度実績－」として公表。

表 12-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
政策目標 1 生涯学習社会の実現		
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	引き続き推進
2	生涯を通じた学習機会の拡大	改善・見直し
3	地域の教育力の向上	改善・見直し
4	家庭の教育力の向上	改善・見直し
5	I C Tを活用した教育・学習の振興	改善・見直し
政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり		
6	確かな学力の育成	改善・見直し
7	豊かな心の育成	改善・見直し
8	児童生徒の問題行動等への適切な対応	引き続き推進
9	青少年の健全育成	改善・見直し
10	健やかな体の育成及び学校安全の推進	改善・見直し
11	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	引き続き推進
12	魅力ある優れた教員の養成・確保	引き続き推進
13	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	改善・見直し
14	教育機会の確保のための特別な支援づくり	引き続き推進
15	幼児教育の振興	引き続き推進
16	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	引き続き推進
政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上		
17	義務教育に必要な教職員の確保	引き続き推進
政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興		
18	大学などにおける教育研究の質の向上	改善・見直し
19	大学などにおける教育研究基盤の整備	改善・見直し
政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進		
20	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	引き続き推進
政策目標 6 私学の振興		
21	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	引き続き推進
政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進		
22	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	引き続き推進
23	科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進	引き続き推進
24	地域における科学技術の振興	引き続き推進
25	科学技術システム改革の先導	改善・見直し
26	科学技術の国際活動の戦略的推進	引き続き推進
政策目標 8 原子力の安全及び平和利用の確保		
27	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握	引き続き推進
政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備		
28	学術研究の振興	引き続き推進
29	研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化	改善・見直し
30	科学技術振興のための基盤の強化	改善・見直し
政策目標 10 科学技術の戦略的重点化		
31	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
32	情報通信分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
33	環境・海洋分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
34	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
35	原子力分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
36	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進

37	新興・融合領域の研究開発の推進	引き続き推進
38	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	改善・見直し
政策目標11 スポーツの振興		
39	子どもの体力の向上	改善・見直し
40	生涯スポーツ社会の実現	改善・見直し
41	我が国の国際競技力の向上	改善・見直し
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現		
42	芸術文化の振興	改善・見直し
43	文化財の保存及び活用の充実	改善・見直し
44	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	引き続き推進
45	文化芸術振興のための基盤の充実	引き続き推進
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進		
46	国際交流の推進	引き続き推進
47	国際協力の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表12-4-(3)参照。

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応

施策目標2-4 青少年の健全育成

施策目標2-5 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-8 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり

施策目標2-10 幼児教育の振興

施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進

施策目標7-3 地域における科学技術の振興

施策目標7-4 科学技術システム改革の先導

施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化

施策目標9-3 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子どもの体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2010/01/26/1287202_3_1.pdf)参照